

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和5年8月31日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 法別表第1の2 「特定技能」の下欄に掲げる活動	(追加)	二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
2	P3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針 (抜粋)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 1号特定技能外国人が従事する業務 飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工、安全衛生)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保) イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外

				<p>国人)</p> <p>飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保)及び当該業務に関する管理業務</p>
3	P3-4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工、安全衛生)をいう。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理の作業等)に付随的に従事することは差し支えない。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理作業等)に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保)</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務</p>
4	P4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p>	<p>○ 飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定め</p>	<p>【主たる業務】</p> <p>○ 飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知</p>

		【主たる業務】	るとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。	識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
5	P4	(1号特定技能外国人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食料品製造業分野においては、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生）に従事する者を受け入れることとしていることから、1号特定技能外国人は、試験等で立証されたこれらの能力を用いて幅広い業務に従事する必要があります。 ○ 分野別運用要領第3の1に記載している「飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工」とは、原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいいます。また、「安全衛生」とは、使用する機械に係る安全確認、作業者の衛生管理等、業務上の安全衛生及び食品衛生の確保に係る業務をいいます。 	<p>(1号特定技能外国人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食料品製造業分野においては、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）に従事する者を受け入れることとしていることから、1号特定技能外国人は、試験等で立証されたこれらの能力を用いて幅広い業務に従事する必要があります。 ○ 分野別運用要領第3の1(1)に記載している「飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工」とは、原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいいます。単なる選別、包装（梱包）のみの作業を行う行為は、製造・加工には当たりません。また、「安全衛生の確保」とは、使用する機械に係る安全確認、作業者の衛生管理等、業務上の安全衛生及び食品衛生の確保に係る業務をいいます。
6	P4-5	(2号特定技能外国人)	(新設)	<p>(2号特定技能外国人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1号特定技能外国人が従事する製造・加工及び安全衛生の確保に加え、2号特定技能外国人は、これらに関する業務として次のようなものが想定されます。 衛生管理、安全衛生管理、品質管理、納期管理、コスト管理、従業員管理、原材料管理等（以下「飲食料品製造業全般に関する管理業務」という。）

				<p>○ 2号特定技能外国人は、熟練した技能を持って、上記飲食料品全般に関する作業を自らの判断で適切に行うことが必要です。そのためには試験で立証された能力を生かし、またこれまで飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら自らも作業に関わり、トータルで管理できる能力が必要となります。その結果、主に飲食料品製造業全般に関する管理業務を中心に行い、従来の製造・加工及び安全衛生の確保に関する作業に従事することも差し支えありません。</p> <p>○ なお、2号特定技能外国人は、事業所責任者（工場長等）が行う飲食料品製造業全般に関する管理業務を補助することを前提に雇用していただくこととなりますので、役職等を命じ、業務に従事させる必要があります。</p>
7	P5	【関連業務（共通）】 ○1つ目	○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。	【関連業務（共通）】 ○ 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
8	P5	【相談窓口】	○ 1号特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が飲食料品製造業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)2397	【相談窓口】 ○ 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が飲食料品製造業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)2397
9	P6	第2 特定技能	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

		外国人が有すべき技能水準等		
10	P6	第2 特定技能 外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 上陸基準省令(特定技能2号)	(新設)	<p>申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>一 申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>二～七 (略)</p>
11	P6-7	第2 特定技能 外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 分野別運用方針 (抜粋)	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>飲食料品製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は飲食料品製造業分野の第2号技能実習を修了した者とする。</p> <p>(1) 技能水準(試験区分)</p> <p>「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」</p> <p>(2) 日本語能力水準</p> <p>ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」</p> <p>イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>飲食料品製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、飲食料品製造業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準(試験区分)</p> <p>「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」</p> <p>イ 日本語能力水準</p>

				<p>(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N 4 以上）」</p> <p>(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」の A 2 相当以上の水準と認められるもの</p> <p>(2) 2号特定技能外国人 技能水準（試験区分及び実務経験）</p> <p>ア 試験区分 「飲食料品製造業特定技能 2号技能測定試験」</p> <p>イ 実務経験 飲食料品製造業分野において、複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を要件とする。</p>
12	P7-8	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【関係規定】 分野別運用要領（抜粋）</p>		<p>第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p> <p>(2)「飲食料品製造業特定技能 2号技能測定試験」（運用方針 3（2）アの試験区分）</p> <p>ア 技能水準及び評価方法（特定技能 2号） （技能水準）</p> <p>当該試験の合格水準は、熟練した技能を持って、飲食料品全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）に関する作業を自らの判断で適切に行うことができる能力を有することである。また、試験の合格に加えて、工程を管理する者として業務を遂行できる能力を確認するため、飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験（以下「管理等実務経験」という。）</p>

			<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。</p> <p>この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として</p>	<p>を2年以上有することを要件とする(注)。 (中略)</p> <p>(注) 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人として本邦において就労している期間が2年6か月を超える者については、運用要領改正の翌日以降特定技能1号の在留期間上限の日までの日数から6か月を減じた期間を目安とした管理等実務経験を積んでいること。</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。</p> <p>この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として</p>
--	--	--	--	---

			良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。	良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。
13	P8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 ○1つ目及び2つ目	○ 1号特定技能外国人として飲食料品製造業分野の業務に従事する場合には、要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。 ○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。	○ 1号特定技能外国人として飲食料品製造業分野の業務に従事する場合には、要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。 ○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
14	P8-9	○4つ目及び5つ目	○ なお、飲食料品製造業分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。	○ 2号特定技能外国人として飲食料品製造業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験の合格等に加えて、飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を2年以上有することが必要です。 「複数の従業員を指導しながら作業に従事し」とは、2名以上の技能実習生、アルバイト従業員及び特定技能外国人等を指し、指導・監督を受ける者は日本人を含み、国籍は問いません。また、指導・監督を行う技能実習生、アルバイト従業員及び特定技能外国人等は必ずしも同一人物でなくてもよく、また職場の状況やシフトの都合等により一部の期間又は時間において、2人以上の指導・監督を行わない期間又は時間があっても差し支えありません。この場合の「指導する」とは、作業員に対し直接又は間接的に作業工程等について主導することを想定し、「工程を管理する者」

			(新設)	<p>とは、飲食料品製造業分野の対象業種や工場等の規模にもよりますが、事業所責任者（工場長等）が行う飲食料品製造業全般に関する管理業務を補助するものとし、例えば、担当部門長、ライン長、班長等のような役職を想定しています。</p> <p>○ なお、実務経験を客観的に証明するものとして、1号特定技能外国人を「工程を管理する者」として従事させる際は、客観的に証明する書類、例えば辞令や職務命令書等をもって、上記に例示した役職を命じ、業務に従事させてください。</p>
15	P9	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等【確認対象の書類】	<p><試験合格者の場合></p> <p>○ 「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」の合格証明書の写し</p> <p>○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <p><本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合></p> <p>○ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合に次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 缶詰巻締技能評価試験（専門級）の実技試験の合格 	<p><特定技能1号の場合></p> <p>○ 試験合格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」の合格証明書の写し ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合に次のいずれか 缶詰巻締技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証

			<p>格証明書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食鳥処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し ・ 水産加工食品製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し ・ 水産練り製品製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し ・ 牛豚食肉処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し ・ ハム・ソーセージ・ベーコン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し ・ パン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し ・ 惣菜製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し ・ 農産物漬物製造業技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し <p>○ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号） <p>* 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p>	<p>明書の写し</p> <p>食鳥処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し</p> <p>水産加工食品製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し</p> <p>水産練り製品製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し</p> <p>牛豚食肉処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し</p> <p>ハム・ソーセージ・ベーコン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し</p> <p>パン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し</p> <p>惣菜製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し</p> <p>農産物漬物製造業技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合 <p>技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）</p> <p>* 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p> <p><特定技能2号の場合></p> <p>○ 「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」の合格証明書の写し</p>
16	P9-10	第2 特定技能		<p><特定技能1号></p>

		<p>外国人が有すべき技能水準等 【留意事項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 ○ 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 ○ 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。 <p style="color: red;">＜特定技能2号＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。 実務経験を証明する書面は任意の様式で構いません。詳細は、飲食料品製造業特定技能技能測定試験実施要領を御確認いただくか、農林水産省へ御確認ください。 ○ 飲食料品製造業分野の管理者等実務経験の経過措置に係る必要実務経験期間については、以下の算出方法により計算してください。 例)改正の日時点で飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人としての在留期間(再入国期間を含む)が「3年と20日」となり、運用要領改正の翌日から特定技能1号の在留期間の上限の日までの残日数が、「1年11か月と10日(23か月と10日)」の場合、実務経験は、そこから6か月を減じた「1年5か月と10日(17か月と10日以上)」必要です。
--	--	---------------------------------	--	---

				<p>う。)を図るための計画について書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供して説明をすること。</p> <p>六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を飲食料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供すること。</p>
19	P 12-13	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>○2つ目</p>	<p>○ 飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人を雇用できる事業所は、主として次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 中分類09-食料品製造業</p> <p>② 小分類101-清涼飲料製造業</p> <p>③ 小分類103-茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)</p> <p>④ 小分類104-製氷業</p> <p>⑤ 細分類5861-菓子小売業(製造小売)</p> <p>⑥ 細分類5863-パン小売業(製造小売)</p> <p>⑦ 細分類5897-豆腐・かまぼこ等加工食品小売業</p> <p>なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業(上記の⑤、⑥及び⑦を除く)は含まれません。</p>	<p>○ 飲食料品製造業分野の特定技能外国人を雇用できる事業所は、主として次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 中分類09-食料品製造業</p> <p>② 小分類101-清涼飲料製造業</p> <p>③ 小分類103-茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)</p> <p>④ 小分類104-製氷業</p> <p>⑤ 細分類5861-菓子小売業(製造小売)</p> <p>⑥ 細分類5863-パン小売業(製造小売)</p> <p>⑦ 細分類5897-豆腐・かまぼこ等加工食品小売業</p> <p>なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業(上記の⑤、⑥及び⑦を除く)、ペットフード等の飼料製造業などは含まれません。</p>
20	P 13-14	○6つ目及び7	○ 製造小売は、自ら製造した製品を店舗によりその	○ 製造小売は、自ら製造した製品を店舗によりその

		つ目	<p>場で個人又は家庭用消費者に販売する製造と小売が不可分一体の事業形態であることから、飲食料品を製造・加工する製造小売の事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。</p> <p>また、飲食料品卸売事業者、飲食料品小売事業者及び外食業事業者が店舗と同一の敷地内で飲食料品の製造・加工の業務を営む場合には、製造・加工する製品の売上が当該事業所の売上の過半を占める場合に限り、飲食料品の製造小売と同様に飲食料品製造業分野の対象とします。</p>	<p>場で個人又は家庭用消費者に販売する製造と小売が不可分一体の事業形態であることから、上記⑤、⑥及び⑦の飲食料品を製造・加工する製造小売の事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。</p> <p>○ 飲食料品卸売事業者、飲食料品小売事業者及び外食業事業者が店舗と同一の敷地内で飲食料品の製造・加工の業務を営む場合には、製造・加工する製品の売上げが当該事業所の売上げの過半を占める場合に限り、飲食料品の製造小売と同様に飲食料品製造業分野の対象とします。</p>
21	P14-15	○14 つ目及び15 つ目	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>○ 特定技能外国人に対して、キャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明しなければなりません。</p> <p>【キャリアアッププランの内容の例】 ※任意様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定されるキャリアルート ・各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数 ・レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など <p>○ 特定技能外国人から飲食料品製造業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面を交付しなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができません。</p>
22	P17-18	第4 適合1号 特定技能外国人 支援計画の適正	<p>(追加)</p>	<p>五 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職</p>

		な実施の確保に係る基準 【関係規定】 告示第3条		業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。)を図るための計画について書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供して説明をすること。 六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を飲食料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供すること。
23	P19	第5 上陸許可に係る基準 【関係規定】 上陸基準省令(特定技能2号)	(新設)	申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一～六(略) 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。
24	P19	第5 上陸許可に係る基準 【関係規定】	飲食料品製造業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる	飲食料品製造業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる

		告示第1条	活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。
25	P19-20	○1 つ目から3 つ目	<p>○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。</p> <p>○ 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。</p> <p>○ 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p>	<p>○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。</p> <p>○ 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。</p> <p>○ 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p>

別表（飲食料品製造業）

別表（飲食料品製造業）

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号		
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等	
【特定技能1号】 飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造(加工)に安全衛生))	飲食料品製造業技能実習2号	日本語能力試験(N4以上) 又は 国際交流基金日本語基礎テスト	惣菜の調理	惣菜の調理	
			食品処理加工業	食品処理加工業	
			加糖性食品加工食品製造業	餅類製造	餅類製造
				加糖性食品製造	加糖性食品製造
			C&A食品製造	調味加工食品製造	調味加工食品製造
				C&A食品製造	C&A食品製造
			電気品製造	電気品製造	電気品製造
				靴製品製造	靴製品製造
			非加糖性食品加工食品製造業	焙煎食品製造	焙煎食品製造
				調理加工食品製造	調理加工食品製造
			生食用加工食品製造	生食用加工食品製造	生食用加工食品製造
				冷蔵・冷凍食品製造	冷蔵・冷凍食品製造
			牛豚肉処理加工業	牛豚肉処理加工業	
			ハムソーセージ・ベーコン製造	ハムソーセージ・ベーコン製造	
			パン製造	パン製造	
そうめ製造業	そうめ加工				
農産物漬物製造業	農産物漬物製造				

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

別表（飲食料品製造業）

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号		
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等	
【特定技能1号】 飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造(加工)に安全衛生の確保))	飲食料品製造業(特定技能1号)技能実習2号	日本語能力試験(N4以上) 又は 国際交流基金日本語基礎テスト	惣菜の調理	惣菜の調理	
			食品処理加工業	食品処理加工業	
			加糖性食品加工食品製造業	餅類製造	餅類製造
				加糖性食品製造	加糖性食品製造
			C&A食品製造	調味加工食品製造	調味加工食品製造
				C&A食品製造	C&A食品製造
			電気品製造	電気品製造	電気品製造
				靴製品製造	靴製品製造
			非加糖性食品加工食品製造業	焙煎食品製造	焙煎食品製造
				調理加工食品製造	調理加工食品製造
			生食用加工食品製造	生食用加工食品製造	生食用加工食品製造
				冷蔵・冷凍食品製造	冷蔵・冷凍食品製造
			牛豚肉処理加工業	牛豚肉処理加工業	
			ハムソーセージ・ベーコン製造	ハムソーセージ・ベーコン製造	
			パン製造	パン製造	
そうめ製造業	そうめ加工				
農産物漬物製造業	農産物漬物製造				

【特定技能2号】
飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造(加工)に安全衛生の確保)及び食品製造(菓子)の製造業

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。
【注】特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件(飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験)が課せられています。

分野参考様式第13-1号

飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

飲食料品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生）であること。
- 1号特定技能外国人が、出入国在留管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 中分類 09 食料品製造業
 - 2 小分類 101 清涼飲料製造業
 - 3 小分類 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
 - 4 小分類 104 製氷業
 - 5 細分類 5861 菓子小売業（製造小売）
 - 6 細分類 5863 パン小売業（製造小売）
 - 7 細分類 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
- 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における1号特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。又は、1号特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、飲食料品製造業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した本邦の公私の機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第13-1号

飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

飲食料品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）であること。
- 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務であること。
- 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）が、出入国在留管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 中分類 09 食料品製造業
 - 2 小分類 101 清涼飲料製造業
 - 3 小分類 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
 - 4 小分類 104 製氷業
 - 5 細分類 5861 菓子小売業（製造小売）
 - 6 細分類 5863 パン小売業（製造小売）
 - 7 細分類 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
- 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、飲食料品製造業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した本邦の公私の機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

(3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

9. 特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。

10. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者